

令和4年第18回定例公安委員会会議録

開催日時 令和4年7月7日(木)午後0時30分～午後4時10分

開催場所 警察本部各執務室、西部地区運転免許センター聴聞室
郡家警察署執務室(リモート)

第1 定例会議

1 開催時間 午後2時～午後3時20分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 衣笠委員

警察本部 服部警察本部長 雲田警務部長 笠田首席監察官
前田生活安全部長 河本刑事部長 柴田交通部長
加藤警備部長 植木警察学校長 見垣情報通信部長
前田警務部参事官 足羽郡家警察署長
(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐)

3 議題事項

- 犯罪被害者等給付金の支給裁定(警務部)
- 交通規制の議決(第1期)(交通部)

(1) 犯罪被害者等給付金の支給裁定(警務部)

警察本部から、犯罪被害者等給付制度に基づく重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定案について説明がなされた。

委員

事前に説明を受けており、このとおり決裁する。

(2) 交通規制の議決(第1期)(交通部)

警察本部

今回の交通規制の議決は、161か所、49区間である。

信号機設置等に伴うものは、8か所である。

通学路の安全対策に伴うものは、6か所、1区間で、南部中学校先の道路の速度規制40キロを30キロへ変更し、横断歩道の新設などを行う。

道路新設・改良に伴うものは23か所、30区間であり、国道178号（岩美道路）の延長等に伴う最高速度、一時停止、一方通行の新設等を行う。

既存道路の安全対策に伴うものは8か所であり、地元自治会等からの要望に基づき、一時停止、横断歩道の新設等を行う。

規制の点検に伴うものは、60か所、9区間であり、交通環境の変化により必要性が低下した規制の見直し及び廃止等を行う。

地番・路線名等変更に伴うものは、56か所、9区間であり、路線名の変更に伴う規制の変更等を行う。

委員

事前に詳細な説明を受けたが、点検結果等を踏まえ、必要な場所に適切に対応していると思う。

この内容で進めていただきたい。

また、関係機関と連携を図りながら、特に通学路や生活道路の安全確保をお願いする。

4 報告事項

- 鳥取県議会令和4年5月定例会の結果（警務部）
- 鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表（警務部）
- タクシー強盗殺人事件情報提供要請街頭広報等の実施（刑事部）
- 可搬式速度違反自動取締装置の運用状況（交通部）
- 情報技術解析課の技術支援状況（情報通信部）
- 郡家警察署の活動状況（郡家警察署）

（1）鳥取県議会令和4年5月定例会の結果（警務部）

警察本部

令和4年5月定例会は、6月21日に閉会した。

警察関係の議案は1件可決され、議会の委任による専決処分については、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について2件報告した。

代表質問は、県議会自由民主党からあった。県議会自由民主党の安田由毅議員から、「暴排条例改正の意義と効果、今後の運用」について質問があり、本部長からは、「今回の改正は、繁華街や住宅地等への暴力団事務所の進出を阻止し、

県民の安全と平穏を確保するとともに、暴力団の活動を制約することにつながるものであり、「みかじめ料」等の受取の禁止とあいまって、暴力団の弱体化につながるものと考えている。今後の取組として、8月1日に暴力団排除特別強化地域における「みかじめ料」の受取の禁止が施行されるので、当該地域の飲食店等へ伺うなどして改正内容の周知を図っていく。改正条例をはじめ、様々な取組で健全な経済活動から暴力団を排除し、資金源となる違法行為の取締りを徹底して、暴力団の壊滅・弱体化を目指していく。」旨を答弁した。

一般質問は、会派民主の浜田妙子議員、無所属の山川智帆議員及び無所属の福浜隆宏議員から質問があった。浜田議員からは、「ナスバの周知」、山川議員からは、「陽性者が行動制限に従わない場合の対応」、福浜議員からは、「サイバー攻撃に対する県内企業の実態・現状把握」について質問があり、それぞれ本部長が答弁した。

常任委員会の報告事項は、2件行った。

委員

「ナスバ」とはどのような団体か。

警察本部

主に緑ナンバーの事業者を指導している法人で、自動車事故の被害に遭われた方への支援も行っている団体である。

委員

新型コロナウイルス感染症の感染者が、行動制限に従わず外出しただけでは、警察として対応することはないということか。

警察本部

行動制限は保健所の指示によるものであり、それだけで警察が対応するものではない。

委員

丁寧に答弁していただいている。

引き続き、県民に対してタイムリーな情報発信をお願いする。

(2) 鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表（警務部）

警察本部

令和2年3月に策定した鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画に係

る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報を、昨年度に引き続き公表するものである。

鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報の公表項目については、特定事業主行動計画において数値目標を定めている項目の進捗状況及び取組実績を公表することとしており、女性警察官の割合など4項目について公表する。

女性警察官の割合は、12.2パーセントとなった。全職員の年次有給休暇等の平均取得日数は、目標は年間17日以上のところ、17.7日となった。男性職員の配偶者出産休暇及び育児のための休暇取得率は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に派遣された1人のみが配偶者出産休暇の取得ができず、目標の両休暇の合計取得日数4日以上、取得率100パーセントの目標達成には届かなかったが、この職員については、派遣終了後直ぐに育児のための休暇5日間と、育児休業についても年度内に取得した。男性職員の育児休業取得率は、令和3年度中、男性職員の63人が育児休業を取得し、85.1パーセントとなった。本年5月には、育児休業の取得促進に向け、男性職員の育児休業の取得促進についてという通知を発出し、特に1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り1か月以上の育児休業を計画的に取得させる施策を推進中である。

鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表項目は、職業生活に関する機会の提供に関する実績と職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績については、行動計画にかかる情報とは別に、採用した職員に占める女性職員の割合など5項目を公表することとしている。

採用した職員に占める女性職員の割合は、令和4年度に採用した職員のうち、警察官については約38パーセント、警察行政職員については約64パーセントだった。職員に占める女性職員の割合は、警察官が約12パーセントに達し、警察行政職員は令和2年度以降は半数以上、今年度は約55パーセントが女性職員となり、年々増加している。各役職に占める女性職員の割合と伸び率は、警察官では警部が3.8パーセントから4.6パーセント、警部補が5.0パーセントから5.3パーセントに増加し、警察行政職員では管理官が10.0パーセントから15.0パーセント、係長が48.0パーセントから50.0パーセントに増加した。

年次有給休暇等の取得日数の状況は、男性職員より女性職員の方が多かった。男女別育児休業取得率及び取得期間の分布は、特に1歳未満の子を養育している男性職員に対し、本人の意向を尊重した上で、可能な限り、2週間以上の育児休業を計画的に取得する施策を推進したこともあり、男性職員の育児休業取得期間は、全体の約57パーセントが2週間以上取得した。女性職員の育児休業取得期間は、約76パーセントが1年以上だった。

これらの結果は、県警察のホームページにおいて公表する。

委員

女性警察官の割合が、平成30年の9.4パーセントから令和4年の12.2パーセントということで確実に増加している。また、男性職員の育児休業取得率は、平成29年が1パーセントであったのに対して、令和3年が85パーセントと急速に取得率が伸びている。

取得した育児休業を活用して、中身のある育児休業としてほしい。

女性の管理職も増えているが、能力を勘案の上、そのポストに配置された結果であってほしい。性別だけで配置することなく、しっかり能力を見極めた上で、能力のある職員を配置していただきたい。

委員

公表項目が概ね計画的に進んでいるということで、皆様の努力に敬意を表する。

令和4年度の採用は、約4割が女性ということで、現場の皆様の努力だと思っている。男性職員の育児休業取得についても、取得しやすい職場づくりに努力されており、とても素晴らしいと思う。

是非、先進的で他の模範となるような組織を目指していただきたい。

委員

短期間のうちに、子育て、育児がしやすい環境が作られている。

警視の役職に女性がいないので、この取組を積み重ねて、能力のある女性幹部を育成していただきたい。

(3) タクシー強盗殺人事件情報提供要請街頭広報等の実施（刑事部）

警察本部

平成21年7月17日、鳥取市立川町六丁目地内でタクシー強盗殺人事件が発生し、13年目を迎えるが、未だ解決には至っていない。

今年も事件発生日と同日に街頭広報を実施予定であり、7月17日午後0時からJR鳥取駅、同日午後3時から鳥取市晩稲にあるイオンモール鳥取北において実施する。

実施に当たっては、横断幕や看板を設置するとともに、広報用ティッシュを配布しながら、県民の方に情報提供を呼び掛ける。

これまでイオンモール鳥取北での広報は行っていなかったが、今年は、広報実施日が休日であることから、効果的な広報が期待できるため、今年初めて実施することとした。

また、各警察署ではパトカーを使った流動広報を行うほか、既に掲示している広報用ポスターを新しいものに貼り替えたり、新たな掲示場所を開拓するなどして、事件を風化させないようにするとともに、幅広く県民に対して情報提供を求める。

そのほか、令和2年度からユーチューブのほか、県警ホームページやフェイス

ブックに動画を掲載して情報提供を呼び掛けるとともに、各警察署で行う行事の参加者に対して情報提供を呼び掛けることとしている。

委員

この事件は、県民の記憶に残る残虐な事件であった。

是非、解決していただきたい事件である。

他県等に協力要請することも効果的であると思うが、そのような要請や、全国への報道提供はできるのか。

警察本部

他県にも協力要請は行っており、全国への報道提供もできている。

委員

物証や目撃者もなく、事件解決は困難を極めているが、県警察が諦めず、犯人を追いかけているというメッセージを送ることが、県民の安心感にも繋がると思うので、引き続き、広報活動をお願いします。

委員

事件を風化させないように、できることをしっかりと進めていただきたい。

(4) 可搬式速度違反自動取締装置の運用状況（交通部）

警察本部

交通事故の分析結果や住民要望などから取締りの必要性が認められるものの、違反車両等の停止場所が確保できないなどの理由で取締りが困難となっている通学路等において、令和3年7月から可搬式速度違反自動取締装置の運用を開始した。

現在までの間に、県内40か所の通学路・生活道路に取締り場所を設置し、延べ38か所で取締りを行った。平均して月3回程度の実施となる。23件の速度違反を検挙し、速いものでは40キロ規制の通学路を69キロで走行する車両があった。地元住民からは、「速度が速いので、速度抑制、交通事故防止施策には効果的だと思う。」などの反響があったほか、具体的な取締り場所を指定した取締り要望のメールも来ていることから、県民に可搬式速度違反自動取締装置が認知され、この装置に対する期待が高まっているものと認められる。

可搬式速度違反自動取締装置は、これまで速度取締りができなかった通学路・生活道路での取締りを実現していることから、地域住民や通学する児童に安心感を与えたり、抜け道として高速で通行する違反車両の運転者の脅威となるなど、取締りの実施自体が効果ともいえる。

現在の選定箇所は、住民要望に基づいているが、今後違った箇所での要望も出

てくると思われるので、これらを丁寧に吸い上げて取締りに反映させていく。

県内全域で、効率的に取締りを行っていくために、取締りの要望や事故発生状況の分析のほか、走行速度のデータチェックにも配意して、効果が上がる運用をしていきたいと考えている。

委員

可搬式速度違反自動取締装置が、効果的に運用されている。

可搬式速度違反自動取締装置による取締り実施中には、看板などを設置しているか。

警察本部

看板までは設置していない。

装置自体は大きいものであり、取締り中は警察官が立っているのので、取締りをしていることは一見してわかるので、それが抑止効果につながっている。

委員

保有している可搬式速度違反自動取締装置は1機だけか。

警察本部

1機だけである。

委員

取締りが難しかった生活道路で取締りができるというのが、一番良いことだと思う。

速度抑制、交通事故防止のために、今後も有効活用していただきたい。

委員

通学路等で警察官が取締りをしている際、子ども達の反応はどうか。

警察本部

警察官が通学路に立って挨拶をしていることから、子ども達に安心感を与えることにつながっている。

委員

効果的に活用し、通学路等における交通事故抑止につなげてほしい。

(5) 情報技術解析課の技術支援状況 (情報通信部)

警察本部

情報技術解析の要請状況について、上半期の県警察からの解析要請は、令和3年が72件に対し、令和4年は73件で、前年と比べて1件増加した。これらの要請内容の種別は、携帯電話機、スマートフォン及びタブレット等の解析が減少する一方、ドライブレコーダーの解析が増加している。上半期の県警察からの技術的協力要請は、令和3年が18件に対し、令和4年が9件で、前年と比べて9件減少した。スマートフォン等の解析や技術的協力要請の減少は、捜査員の解析能力の向上や警察署への県費解析用資機材の整備によるものである。

主な解析事例は、3月30日、岩美郡岩美町地内、山陰近畿道上で発生した車両4台が絡む多重人身事故の交通事故事件捜査のために、管区警察局の情報通信部情報技術解析課と協力して、第一当事車両のイベント・データ・レコーダからの情報の抽出・可視化を実施するなど、高度な技術を要する要請があり、適切に対応している。

また、主な技術的協力要請事例として、詐欺被疑事件において、ウイルス感染の疑いがあるパソコンに対して、捜索差押え現場において適切な現場作業のための技術支援を実施し、その後の解析においても不正プログラムを抽出するなど高度な解析を実施した。

今後も、捜査部門との連携強化に留意して、ニーズを捉えた的確な情報技術解析の推進に努めていくとともに、県警察全体の合理的な対処能力の向上に取り組んでいく。

委員

情報技術解析は、高度な技術や能力が必要な分野だと思う。

各部門からの解析要望が増えていると思うが、人材確保はどのように行っているか。

警察本部

採用後、解析に特化した人材を育成していくよう努めている。

委員

最近、ドライブレコーダーを付けている車両が増えているが、事故の際には、ドライブレコーダーのデータは必ず回収するのか。

警察本部

交通部門ができる限り回収し、事故状況を確認している。

委員

大きな事故で、機械が破損していても、データを引き出せるのか。

警察本部

機器の破損状況による。

委員

情報通信部の技術向上が望まれるので、人材育成に力を入れていただきたい。

委員

専門的な分野の取組状況がわかり、大変参考になった。

(6) 郡家警察署の活動状況（郡家警察署）

郡家警察署

郡家警察署から、駐在所員による交通安全漫才など住民の安全・安心のための活動並びに中学校職場体験の受入れ、警察署協議会の開催及び活力ある職場づくりに対する取組状況について説明がなされた。

委員

職場体験、女性職員の声を反映した職場づくりなど、大変良い取組を行っている。

委員

警察署協議会委員の意見を、警察活動に反映させていただきたい。

委員

鳥取県は離職率が高いようなので、職場体験で仕事の内容を知ってもらうことは良い施策だと思う。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給裁定
- ・ 交通規制の議決（第1期）
- ・ 鳥取県警察特定事業主行動計画に係る情報及び鳥取県警察における女性の職業選択に資する情報の公表

4 報告事項

- ・ 審査請求の審理手続の終結
- ・ 訟務案件
- ・ 監察報告

5 決裁

公文書開示請求に係る審査請求の事件記録等引渡し

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。